

仙台市政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱

(平成 23 年 8 月 25 日議長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市政務活動費の交付及び用途の公開に関する条例（平成 13 年仙台市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 12 条第 3 項の規定に基づく収支報告書等（条例第 10 条第 8 項に規定する収支報告書等をいう。以下同じ。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 25、3・平 29、6・平 30、3・改正)

(閲覧開始日)

第 2 条 収支報告書等の閲覧は、収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日（その日が仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第 61 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下この条において「休日」といい、第 4 条において「本市の休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）から開始するものとする。

(平 30、3・改正)

(閲覧場所及び時間)

第 3 条 閲覧場所は、議長が指定する場所とする。

2 閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧時間を変更することができる。

(平 30、3・改正)

(閲覧業務を行わない日)

第 4 条 閲覧業務を行わない日は、本市の休日とする。

(平 30、3・改正)

(閲覧方法)

第 5 条 収支報告書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、議会事務局の受付において、収支報告書等閲覧請求書（別記様式）に必要な事項を記入後、係員の立会いのもと、第 3 条第 1 項の規定により指定された閲覧場所で閲覧することができる。

(平 30、3・改正)

第 6 条 削除

(平 30、3)

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、閲覧に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収支報告書等は、第3条第1項の規定により指定された閲覧場所以外に持ち出さないこと。
- (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為を行わないこと。
- (3) 閲覧時間を守ること。
- (4) 閲覧場所では、音読、談話、飲食など他の閲覧者の迷惑になるような行為を行わないこと。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(平 30、 3・改正)

(閲覧の中止又は禁止)

第8条 議長は、閲覧者が第5条及び第7条の規定に違反する場合には、当該閲覧者に対し、収支報告書等の閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(平 30、 3・平 30、 3・改正)

(使用停止の要請)

第9条 議長は、条例第12条の3の規定に違反して、閲覧に供された収支報告書等から得た情報を不適正に使用した者に対し、当該情報の不適正な使用の停止を要請することができる。

(平 30、 3・追加)

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧について必要な事項は、別に定める。

(平 30、 3・旧第9条繰下・改正)

附 則

この要綱は、平成23年8月28日から実施する。

附 則 (平成25年3月1日改正)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務活動費に係る収支報告書等について適用し、同日前に交付した政務調査費に係る収支報告書等については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年6月23日改正)

この要綱は、平成29年6月23日から実施する。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日改正）

（施行期日）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。ただし、第 2 条の規定は、同年 7 月 16 日から実施する。

（経過措置）

- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に交付された政務活動費に係る仙台市政務活動費収支報告書等の閲覧に関する要綱第 1 条に規定する収支報告書等については、第 2 条の規定による改正前の同要綱第 6 条の規定は、なおその効力を有する。

別記様式

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

請求年月日		
住所		
氏名		
閲覧を希望する収支報告書等	年度	
	会派の名称又は 議員名	

※記載された個人情報は、政務活動費収支報告書等の閲覧請求以外には使用いたしません。